

## 智恵子のまち夢くらぶ 会則

第1条 (名称) 本会は 智恵子のまち夢くらぶ と称する。

第2条 (目的) 愛と芸術に生涯を捧げた高村光太郎・智恵子夫妻。その智恵子生誕地として、また生家が現存する周辺地域としてそれにふさわしいまちづくりに寄与すると共に、自らの人間性の陶冶に努めることを目的とする。

第3条 (活動方針) 本会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 智恵子・光太郎夫妻の愛と芸術を深く理解し、顕彰する活動。
2. 智恵子生誕の地としてふさわしいまちづくりに寄与する活動。
3. 智恵子生誕の地ににぎわいをもたらすことに寄与する活動。
4. その他本会の目的に沿った活動。

第4条 (会員・会友) 本会の会員と会友は次の通りとする。

1. 会員は本会の目的と活動方針に賛同し、夢をもって一緒に活動する人。
2. 会友は本会の目的と活動方針に賛同し、参加できる時に協力する人。
3. 会員は総会での議決権を有し、会友は有しない。

第5条 (役員) 本会の役員は次の通りとする。

1. 代表 1名    2. 事務局 2名    3. 幹事 若干名    4 監査 2名

第6条 (役員任期) 本会の役員は任期3年とし、再選を妨げない。

第7条 (~~会費~~)(~~年会費~~)

1. 本会の会費は会員 3000 円、会友 1000円とし、納入は原則 2月末日までとする。
2. 事業活動等で必要な場合は臨時に徴収することができる。

第8条 (総会) 本会の~~事業年度~~<sup>総会</sup>は1月に開催し出席者の過半数以上をもって議決する。

第9条 (事業年度) 本会の事業年度は1月1日から12月31日とする。

第10条 (事務局) 本会の事務局は代表宅に置くこととする。

第11条 (モットー) 本会は「本気・元気・和気あいあい」をモットーとする。

付記：第1条 本会則は平成17年1月23日より施行する。

第2条 本会則は平成22年1月17日より施行する。

第3条 本会則は平成24年1月15日より施行する